

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

○認証食品の認証

○昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部

改正

○保安林の指定の予定

○保安林の指定の解除の予定

○道路の区域変更

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の指定(二件)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の変更

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○開発行為に関する工事の完了(二件)

告 示

○宮城県告示第八百四十二号

ページ

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含
む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。
平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
大河内邦彦	クレイン整骨院矢本店	東松島市小松字上浮足四十三	平成二十六年六月二日
相澤 光則	訪問鍼灸マッサージ(こ)ろも石巻相澤治療院	石巻市相野谷字川前十六ー十二	平成二十六年七月二十四日
相澤 光則	訪問鍼灸マッサージ(こ)ろも石巻東	石巻市相野谷字川前十六ー十二	平成二十六年八月二十七日
畠山 龍彦	大船渡クアハウス	岩手県大船渡市大船渡町字野々田二十ー二(仮設店舗A)二〇二	平成二十六年七月七日
佐藤 永典	E and A 整骨院	名取市上余田字千刈田二	平成二十六年四月十六日
鈴木 拓	整骨鍼灸院ひらく	仙台市太白区長町南三ー八ー一〇二	平成二十六年九月十日
佐藤 和典	佐藤出張マッサージ	東松島市大曲字横沼三十一七	平成二十六年五月二十七日
尾崎 翼	クレイン整骨院矢本関の内店	東松島市矢本字関の内三	平成二十六年六月二日
土井たけ子	土井マッサージ治療所	東松島市矢本字北浦三	平成二十六年七月十日
平野 篤	あすなる鍼灸整骨院	大崎市古川江合本町二ー一ー一	平成二十六年四月十六日
安藤 智美	こすもす鍼灸整骨院	柴田郡大河原町字新南六一ー一十三	平成二十六年七月一日
相澤 一郎	イチロー整骨院	大崎市古川穂波一ー九一十四	平成二十六年七月一日
高橋 孝徳	株式会社フレアス	仙台市若林区卸町五ー二ー十卸町齊喜ビル五〇一	平成二十六年五月九日
島田 尚大	常心接骨院	黒川郡ひより台二ー三十七	平成二十六年九月八日
今野 正弘	はり・きゅう資生堂今野接骨院	大崎市古川幸町二ー四一十	平成二十六年八月十九日

高橋 健	佐々木接骨院	加美郡加美町字赤塚二二二一	平成二十六年九月十日
------	--------	---------------	------------

○宮城県告示第八百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	廃止年月日
佐藤 清子	レイス治療院	仙台市泉区南光台四一三一十五	平成二十六年八月三十一日

○宮城県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
吉田 俊弥	店 イーグル整骨院中田	仙台市太白区中田町字法地外十九一	平成二十六年六月一日
	原店 イーグル整骨院大河	柴田郡大河原町字新南四八一三	
宍戸 一樹	原店 イーグル整骨院大河	柴田郡大河原町字新南四八一三	平成二十六年六月一日
	店 イーグル整骨院中田	仙台市太白区中田町字法地外十九一	

○宮城県告示第八百四十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十六年十月十七日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百五十	農産物漬物	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城県七ヶ浜町花洲浜字浜沼一四一

二 認証年月日

平成二十六年十月六日

○宮城県告示第八百四十六号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「同 同 同 阿勢ヶ浦地先海岸」
 ⑤線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦八番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑥線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑦線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十一番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑧線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十三番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑨線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十一番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑩線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十三番地より堤防法線に直角にひいた線
 ⑪線：右記堤防裏法尻より海側四〇米の線
 (区域) ⑤線～⑩線の各線により囲まれた区域

を

「宮城県 浦戸海岸 寒風沢地区海 阿勢ヶ浦地先海岸」
 基点A点
 ①線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦二番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ②線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦三番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ③線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦四番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ④線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦五番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑤線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦六番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑥線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦七番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑦線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦八番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑧線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦九番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑨線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑩線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十一番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑪線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十二番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑫線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十三番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点

補助点
 ①点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ②点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ③点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ④点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑤点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑥点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑦点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑧点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑨点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑩点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑪点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑫点：北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点

⑬線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十三番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑭線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十四番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑮線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十五番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑯線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十六番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑰線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十七番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑱線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十八番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑲線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦十九番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点
 ⑳線：塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦二十番地の北緯三八度二〇分一〇秒三三〇四東経一四一度〇七分三九秒四八四九の地点

に改め、「合 計 延長 四、一五〇七米」を削る。

○宮城県告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市早稲谷二七五の二一

二 指定の目的

干害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字長浜五八の一七八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 弘川町向線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備 考
前	後	前	後	前	後	前	後	
一・四	一・四	一・四	一・四	一五・四	一五・四	一五・四	一五・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六	一五四・二	一五四・二	一五四・二	一五四・二	
一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一一・三	一一・三	一一・三	一一・三	
五	五	五	五	八	八	八	八	

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号	平成二十六年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指 定 年 月 日
一樹新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三十一―三	平成二十六年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人浄仁会大泉記念病院	整形外科に 関する医療	白石市福岡深谷字一本松五―一	平成二十六年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名称	所 在 地
たかぎ薬局鹿又店	石巻市住吉町一―一〇―二	
変更後	名称	所 在 地
たかぎ薬局鹿又店	石巻市鹿妻南二―九―一	

変更前	たかぎ薬局広湖店	石巻市住吉町一―一〇―二
変更後	たかぎ薬局広湖店	石巻市鹿妻南二―九―一
変更前	たかぎ薬局赤井店	石巻市住吉町一―一〇―二
変更後	たかぎ薬局赤井店	石巻市鹿妻南二―九―一

○県宮岩沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮岩沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十六年十一月十七日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所及び名取市役所

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十六年十一月十七日
- 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長あて提出してください。
送付先 〒九八―一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町四―十七
電子メールアドレス sds.gs.links@pref.miyagi.jp
- 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、岩沼市役所で縦覧に供されます。また、提出さ

れた意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋敷十六番二、三十七番一、三十七番二及び四十番の各一部
黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋敷十六番地

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東洋産業株式会社

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花十五番一、十八番一、十八番二の一部、十八番七、十八番九、十八番十、十八番十二、二十番の一部、二十一番の一部、二十五番、十五番一地先の道の一部、十八番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

七ヶ浜町